后川朱公報

平成 30 年 10 月 2 日 (火曜日)

号

外

(第 78 号)

目 次

規 則

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳 法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方 法等を定める規則の一部を改正する規則(行政経営課) ○本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課)

規則

条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行

平成三十年十月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十九号

台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

則第三十八号)の一部を次のように改正する。第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規

第二条に次の一項を加える。

- 3 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。
 - 定の申請の受理、その申請に除る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務生に対する支援金(授業料に係るものに限る。以下「高等学校等学び直し支援金」という。)の受給資格の認一高等学校等を退学し、再び高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。以下同じ。)に入学した生徒又は学
 - の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)二 高等学校等学び直し支援金の支給に関する生徒若しくは学生又はその保護者等(高等学校等就学文援金の支
 - の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務三 高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する支援金(授業料に係るものを除く。)の支給の申請

第三条中「別表第二」を「別表第二の一の項」に改め、同条に次の一項を加える。

当該各号に規定する申請又は届出を行う者に係る生活保護実施関係情報とする。2条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、前条第三項各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める情報は、

第三条の次に次の一条を加える。

(条例別表第三の規則で定める事務及び情報)

報は、同項に規定する資料の提出を行う者に係る生活保護実施関係情報とする。第四条 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、第二条第二項に規定する事務とし、同表の規則で定める情

は、当談各号に規定する申請又は届出を行う者に係る生活保護実施関係情報とする。2 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、第二条第三項各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める情報

(石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則(平成二十年石

川県規則第七号)の一部を炊のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

- 5 条例別表第一第十五号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - 広答接金」という。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対するて同じ。)に入学した生徒又は学生に対する支援金(授業料に係るものに限る。以下「高等学校等学び直し支一 高等学校等を退学し、再び高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。第三号及び次条第四項第三号におい
 - の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する広答絡に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)二 高等学校等学び直し支援金の支給に関する生徒若しくは学生又はその保護者等(高等学校等就学支援金の支
 - の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答三一高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する支援金(授業料に係るものを除く。)の支給の申請

第四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 条例別表第二の四の頃の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - 請に対する広答
 「高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申
 - 二 高等学校等学び直し支援金の支給に関する生徒若しくは学生又はその保護者等の収入の状況の届出の受理、……に、ティルグ
 - その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
 一、清等学校等学ひ直し支援金の支給に関する生徒若しくは学生又はその保護者等の収入の状況の届出の受理。
 - の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答三 高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する支援金(授業料に係るものを除く。)の支給の申請

宝 宝

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四十号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規則第三十三号)の一部本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

を炊のように改正する。

第二条第一項中「条例第二条」を「条例第二条第一号」に改める。

改め、同条第二号中「個人事業稅不均一課稅申請書」を「個人事業稅課稅免除申請書」に改め、同条第三号中「不動稅免除又は不均一課稅」に改め、同条第一号中「法人事業稅不均一課稅申請書」を「法人事業稅課稅免除申請書」に第三条の見出しを「(課稅免除又は不均一課稅の申請)」に改め、同条各号列記以外の部分中「不均一課稅」を「課

第四条の見出しを「(課税免除又は不均一課税の取消し)」に改め、同条中「不均一課税を」を「課税の免除又は不産取得税不均一課税申請書」を「不動産取得税課税免除・不均一課税申請書」に改める。

均一課税を」に、「不均一課税取消通知書」を「課稅免除・不均一課稅取消通知書」に改める。第四条の見出しを「(課稅免除又は不均一課稅の取消し)」に改め、同条中「不均一課稅を」を「課稅の免除又は不

忌品 製 イ 紙 | 中 (紙) 日 「法人事業税不均一課税申請書」 や 「法人事業税課税免除申請書」 ビ、「第 2 条」 や 「第

2条第1号」以、「の不均一課税」や「の課税の免除」以、

不均一課税を受けようとする税額 や

1

に改める。

云 品 後 付 無 一 中 「 個 人 事 業 税 不 均 一 課 税 申 請 書 」 や 「 個 人 事 業 税 課 税 免 除 申 請 書 」 と ′ 「 第 2 条 」 や 「 第

2条第1号」以、「の不均一課税」や「の課税の免除」以、「不均一課税を受けようとする税額」や

免除を受けようとする税額 とおるや。

云紀継紀紙川中(飛)日「不動産取得税不均一課税申請書」や「不動産取得税課税免除・不均一課税申請書」と「第3条の」や「第2条第2号・第3条の」と、「の不均一課税」や「の課税の免除・不均一課税」とおるや。
 云紀 光紙 日中日「不均一課税取消通知書」や「課税免除・不均一課税取消通知書」と、「とおり不均一課税」や

「とおり課税の免除・不均一課税」以、「不均一課税を取り消した税額」、

免除・不均一課税を取り消した税額 2×2×20°

宝 宝

(搖行財日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(凝過推圖)

- いては、なお従前の例による。 に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備につる 改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の規定は、平成三十年六月一日以後
- なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。 3 改正前の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、

(1箇月2,350円送料とも)